

2012年9月18日
連絡先
総務部
財政課
電話 059-224-2119

三重県における補助金等の基本的な在り方に関する条例(平成15年三重県条例第31号)第5条の規定により平成24年第2回定例会(9月)に係る予算に関する補助金等に係る資料を公表します。
 なお、見込みであるため交付決定とは異なる可能性があります。

第1号様式(条例第5条関係)

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:雇用経済部) (単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付予定額 (予定時期)	事業内容	交付の目的、根拠及び理由	公益性の判断及び理由	室(課)名	支出科目			
								款	項	目	事業名
2-1	中小企業高付加価値化投資促進補助金	未定	70,000	県内中小企業が、新技術の開発等により製品の高付加価値化を図る目的で行う、建物・機械設備等にかかる投資に対して、補助を行う。	(目的・理由) 世界に通用する高い基盤技術や、新たな市場開拓につながる技術を開発する県内中小企業に対する支援措置を講ずる。 (根拠) 雇用経済部関係補助金等交付要綱	市場の不完全 本県の中小企業においては、企業の競争力と成長力につながる指標である付加価値率が低い状況にある。このため優遇措置を設けて高付加価値化を図る企業の投資を後押しすることにより、地域内雇用の維持及び県内経済への活性化が図られるため、公益性を有する。	企業誘致 推進課	商工 費	商工 業費	商工 業振 興費	中小企業高 付加価値化 促進事業費